

ヨルダン滞在手続

ヨルダンに入国後、滞在期間の延長が必要な方におかれましては、滞在期間が満了する前に、同期間の更新手続きを行ってください。

許可期間	手続先等	必要書類
1 2ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地最寄りの警察署 ※手数料は無料 ※指紋採取あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・住居の賃貸契約書 ※ホテルに滞在している場合はホテルからの宿泊証明書) ※保証人がヨルダン人の場合は保証人のIDとコピー1部 ※保証人が外国人の場合は保証人のパスポートとコピー1部
2 上記1の後の3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 1 居住地最寄りの警察署 ※居住地を変更した場合のみ 2 BORDERS & RESIDENCE DEPARTMENT TEL 06-550-5360 ※所要日数 2週間 ※手数料 1JD 3 DIRECTORATE OF CHEST DISEASE AND HEALTH FOREIGNER TEL 06-552-0177 ※血液検査のため ※手数料 85JD 	<ul style="list-style-type: none"> 1 警察署での必要書類 ・パスポート ・住居の賃貸契約書 ※ホテルに滞在している場合はホテルからの宿泊証明書 ※保証人がヨルダン人の場合は保証人のIDとコピー1部 ※保証人が外国人の場合は保証人のパスポートとコピー1部 2 BORDERS & RESIDENCE DEPARTMENT での必要書類 ・パスポート及びコピー1部（写真の頁） 3 詳細については、下記をクリックして下さい。 https://www.jordan.emb-japan.go.jp/files/000476984.pdf

<p>3 入国後、6ヶ月以上滞在する場合</p>	<p>以下の1、2及び4の手続きが必要です。 就労目的の場合は、以下1～4の手続きが必要です。</p> <p>1 MINISTRY OF INTERIOR TEL 06-569-1141 ※犯罪歴や刑罰の確認のため</p> <p>2 DIRECTORATE OF CHEST DISEASE AND HEALTH FOREIGNER TEL 06-552-0177 ※血液検査のため</p> <p>3 MINISTRY OF LABOR TEL 06-580-2666 ※就労目的の場合のみ ※労働許可証取得のため</p> <p>4 BORDERS & RESIDENCE DEPARTMENT TEL 06-550-5360 ※居住許可証取得のため ※手数料は滞在目的に応じて異なります</p>	<p>6ヶ月以上滞在する場合は、居住許可証の取得が必要になりますが、就労目的の場合はこれに加えて労働許可証の取得が必要になります。通常保証人が同手続きを行います。</p> <p>1 オンライン申請 https://eservices.moi.gov.jo/MOI_EVISA</p> <p>場所 http://www.moi.gov.jo/EN/Pages/Contact_Us</p> <p>2 詳細は下記をクリックして下さい。 https://www.jordan.emb-japan.go.jp/files/000476984.pdf</p> <p>3 詳細は下記をクリックして下さい（アラビア語のみ）。 http://www.mol.gov.jo/AR/Pages/اتصل بنا</p> <p>4 詳細は下記をクリックして下さい。 https://www.jordan.emb-japan.go.jp/files/000363380.pdf</p> <p>※滞在目的に応じて BORDERS & RESIDENCE DEPARTMENT に提出する必要書類が異なります。 詳細は下記ホームページをご参照下さい。 https://www.psd.gov.jo/index.php/en/2016-08-28-11-48-13/the-issuance-of-a-temporary-residence-for-the-first-time-non-restricted-nationalities ※ホームページの画面左側にある [Services and procedures] から滞在目的を選択して下さい。</p>
--------------------------	--	--